

自営業者（個人事業主）の扶養認定について

1. 自営業者（個人事業主）とは

事業所得を有する自営業者は、自己の責任と権限のもとで事業を営み、生活に必要な収入を自ら得る経済的に自立した存在です。

このため、自営業者は被保険者から生計維持を受けていないと判断され、健康保険法第3条第7項に規定された「被扶養者とは主として被保険者により生計を維持される者」という生計維持関係の要件を満たさないことから、原則、被扶養者には認定されません。個人で国民健康保険に加入することとなります。

ただし、健康保険組合の審査で家督相続的な零細事業や事業内容が家計補助的な小規模の事業と認められた場合、扶養認定が可能となります。

2. 自営業者の扶養認定について

厚生労働省の通達により、被扶養者の収入要件は年収130万円未満（60歳以上180万円未満）とされています。自営業者の場合、この収入要件は単に年収額のみで判断されるものではなく、被保険者の支援がなければ生活が成り立たない方や、家督相続的な零細事業や事業内容が家計補助的な小規模事業^{※1}と認められるかどうかなどを、健康保険組合が総合的に勘案のうえ、判断することとなります。^{※1} 収入要件よりも優先される要件となるため、収入要件が満たされていても事業内容が家計補助的と判断されない場合、扶養認定できません。

また、自営業を法人化した場合は、健康保険・厚生年金の強制適用事業所となるため、勤務者はその法人の健康保険・厚生年金に加入し、被扶養者としての認定はできません。

3. 自営業者の収入について

自営業者の収入金額算定に当たっては、総収入額から必要最小限の直接経費（直接的経費）のみ差し引くこととされ、被扶養者認定における年間収入は、税法上の所得とは一致しないこととなります。直接的必要経費とは、「その費用なしには当該事業が成り立たない経費」です。

〈直接的必要経費として認められるもの（例）〉

- ・売上原価（製造業における原材料費、小売業における仕入れ代）

上記以外の経費については、原則直接的必要経費とは認められず、総収入から差し引くことができません。

〈直接的必要経費として認められないもの（例）〉

- ・給料賃金^{※2}、外注工賃^{※3}、減価償却費、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、雑費、各種控除 等

^{※2} 従業員の給与賃金等がある場合は、社会通念上従業員に対し社会的責任を果たす立場にあることから、扶養認定の対象とはなりません。

^{※3} 外注工賃が給与賃金に相当する内容である場合は、^{※1}と同様に解釈します。

4. 手続き・申請方法および認定後の確認方法

(1) 被扶養者が新たに自営業を開始した場合

- ① 上記 1.のとおりであり、原則として扶養削除の手続きをお願いいたします。
- ② 例外的に年収が 130 万円未満かつ家計補助的な小規模の事業と見込まれる場合に限り、認定いたします。また認定後は毎年、被扶養者資格調査（いわゆる検認）時に下記（3）イ、ロの書類を提出いただき、家計補助的な小規模の事業と確認できれば、継続認定となります。

(2) 被扶養者が既に家計補助的な小規模の事業の自営業者と認められている場合

毎年の被扶養者資格調査時に下記（3）イ、ロの書類を提出いただき、家計補助的な小規模の事業であると確認できれば、継続認定となります。

(3) 提出書類

イ. 直近の収入確認のための次の書類の写し

- ・確定申告書 第一表、第二表
- ・収支内訳書（損益計算書）

※市区町村で交付される非課税証明書では収入の確認が出来ないため不可

ロ.その他必要に応じて当組合が要請した書類

(4) その他

- 上記（2）に関し、年収 130 万円を超過する見込みとなった等、家計補助的な小規模の事業としての要件を外れることが明らかになった場合は、被扶養者資格調査（検認）を待たずその時点で直ちに扶養削除の手続きをお願いいたします。
- 収入額を確認の結果、年収 130 万円を超過していた場合、必要書類の提出がない等で認定要件を確認できなかった場合、その他被扶養者とは認められないと判断された場合は、遡って被扶養者の認定を取り消します。この場合、認定取消となった期間に当健康保険組合が負担した医療費・給付費等があれば、遡って返還請求させていただきます。なお、対象者は、認定取消日に遡り、各自で国民健康保険や国民年金の加入手続きを実施ください。
- 上記で扶養認定取消となったのち、自営業としての収入が減少して年収 130 円未満となり、最低でも 1 年間は年収 130 万円未満が実績としてあり、今後も継続することが確実に見込まれる場合に限り、改めて申請があれば、状況等詳細を個別に調査・確認の上、受付日にて被扶養者に再度認定する場合があります。

以上